

四日市市茶業振興センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 1 2 月 2 5 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 2 3 号

四日市市茶業振興センター条例の一部を改正する条例

四日市市茶業振興センター条例（平成 3 年四日市市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第 2 条 茶業技術の発展及び茶業従事者の技術向上並びに茶の消費拡大により茶業の発展を図るとともに、農業従事者等の研修及び集会の場として <u>四日市市水沢町 2 5 2 番地 6 3</u> にセンターを設置する。	(設置) 第 2 条 茶業技術の発展及び茶業従事者の技術向上並びに茶の消費拡大により茶業の発展を図るとともに、農業従事者等の研修及び集会の場として <u>四日市市水沢町 2 6 8 番地 3</u> にセンターを設置する。

改正後				
別表（第 6 条関係）				
区分	基本利用料金の上限額			
	午前	午後	夜間	全日
	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 4 時 3 0 分まで	午後 5 時から 午後 1 0 時まで	午前 9 時から 午後 1 0 時まで
研 修 棟	(略)			
	第 2 研修室	(略)		
	<u>調理体験 室（調理 有）</u>	<u>9 5 0 円</u>	<u>9 5 0 円</u>	<u>1, 3 2 0 円</u>

	調理体験室（調理無）	730円	730円	1,100円	2,200円
	ホール	730円	730円	1,100円	2,200円
	イベント広場	210円	210円	—	—
	研修茶工場	(略)			
備考					
(1)及び(2) (略)					

改正前				
別表（第6条関係）				
区分	基本利用料金の上限額			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時30 分まで	午後5時から 午後10時ま で	午前9時から 午後10時ま で
研	(略)			
修	(略)			
棟	第2研修室	(略)		
	研修茶工場	(略)		
備考				
(1)及び(2) (略)				

## 附 則

### （施行期日）

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。

### （準備行為）

- この条例による改正後の四日市市茶業振興センター条例の別表に掲げる調理体験室、ホール及びイベント広場の使用許可に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（商工農水部農水振興課）